

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日
に当り
ては、
その
翌日
に
行
な
す
)

目次

- ◇人委規則 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則

一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇人委告示

選考により採用又は昇任させる職の一部改正

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、事務局に参事を置くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十五年八月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「課長」を「参事、課長、主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭

和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正条例」という。）附則第十項の規定に基づき、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(号給等の切替え)

第二条 昭和五十一年改正条例附則第十項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）のうち、昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の号給又は給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第六項若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正条例附則第十四項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が、職務の等級の最高の号給より下位の号給又は昭和五十一年改正条例附則表第二のイ若しくはロの表の新等級欄に掲げられている職務の等級（以下「特定等級」という。）の最高の号給若しくは最高の号給を超える給料月額となる職員 切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」と

いう。)のうち十二月を超えない期間

二 切替日における号給が職務の等級(特定等級を除く。)の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級(特定等級を除く。)の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間

(特定の職員の切替え)

第四条 最高号給等職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額

及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

別表(第二条関係) 最高号給等職員の号給等の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
15号給	15号給	16号給	16号給	19号給	19号給	20号給	20号給	22号給	22号給	20号給	20号給	19号給	19号給	17号給	17号給	
339,900	362,600	277,000	295,800	251,000	268,300	226,600	21号給	194,700	23号給	160,800	21号給	131,700	140,600	96,000	102,500	
344,200	367,200	280,900	299,900	254,400	271,900	229,800	245,300	196,900	210,400	162,800	22号給	133,500	142,500	97,400	104,000	
348,500	371,800	284,800	304,000	257,800	275,500	233,000	248,700	199,100	212,700	164,800	175,900	135,300	144,400	98,800	105,500	
352,800	376,400	288,700	308,100	261,200	279,100	236,200	252,100	201,300	215,000	166,800	178,000	137,100	146,300	100,200	107,000	
357,100	381,000	292,600	312,200	264,600	282,700	239,400	255,500	203,500	217,300	168,800	180,100	138,900	148,200	101,600	108,500	

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	18号給 円	18号給 円	19号給 円	19号給 円	21号給 円	21号給 円	27号給 円	27号給 円	31号給 円	31号給 円	33号給 円	33号給 円	34号給 円	34号給 円
	281,000	281,000	268,500	268,500	251,400	251,400	230,900	230,900	220,700	220,700	211,300	211,300	197,900	211,400
	284,700	305,300	271,900	291,300	254,600	272,100	233,700	249,700	223,300	239,400	213,800	228,400	200,300	213,900
	288,400	309,200	275,300	294,900	257,800	275,500	236,500	252,600	225,900	242,100	216,300	231,000	202,700	216,400
	292,100	313,100	278,700	298,500	261,000	278,900	239,300	255,500	228,500	244,800	218,800	233,600	205,100	218,900
	295,800	317,000	282,100	302,100	264,200	282,300	242,100	258,400	231,100	247,500	221,300	236,200	207,500	221,400

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	15号給 円	15号給 円	25号給 円	25号給 円	37号給 円	37号給 円	35号給 円	35号給 円
	309,100	328,400	298,200	316,800	262,800	262,800	191,600	204,000
	313,300	332,800	302,000	320,800	265,500	282,400	193,500	206,000
	317,500	337,200	305,800	324,800	268,200	285,200	195,400	208,000
	321,700	341,600	309,600	328,800	270,900	288,000	197,300	210,000
	325,900	346,000	313,400	332,800	273,600	290,800	199,200	212,000

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級			
	特 1 等 級	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等		
号給又は給料月額	15号給等	15号給等	29号給等	29号給等	39号給等	39号給等	31号給等	31号給等
	291,500	310,200	275,000	292,500	252,400	268,700	168,900	180,000
	295,200	314,100	277,700	295,300	254,700	271,100	170,700	181,900
	298,900	318,000	280,400	298,100	257,000	273,500	172,500	183,800
	302,600	321,900	283,100	300,900	259,300	275,900	174,300	185,700
	306,300	325,800	285,800	303,700	261,600	278,300	176,100	187,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	26号給等	26号給等	27号給等	27号給等	27号給等	27号給等	26号給等	26号給等
	339,300	362,000	244,500	261,200	200,700	217,600	165,100	176,200
	343,000	366,000	247,500	264,500	203,600	217,600	167,400	178,600
	346,700	370,000	250,500	267,800	206,500	220,700	169,700	181,000
	350,400	374,000	253,500	271,100	209,400	223,800	172,000	183,400
	354,100	378,000	256,500	274,400	212,300	226,900	174,300	185,800

医療職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	19号給 349,500	19号給 353,800	23号給 322,600	23号給 344,100	24号給 288,200	24号給 307,700	22号給 227,900	22号給 243,200
	358,100	377,600	326,500	348,200	291,500	311,200	230,700	246,100
	362,400	382,200	330,400	352,300	294,800	314,700	233,500	249,000
	366,700	386,800	334,300	356,400	298,100	318,200	236,300	251,900
		391,400	338,200	360,500	298,100	321,700	239,100	254,800
					301,400			

医療職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		特 2 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	16号給 282,500	16号給 301,600	17号給 251,000	17号給 268,300	19号給 233,400	19号給 252,400	23号給 196,500	23号給 160,700	23号給 160,700	24号給 173,700	20号給 127,500	20号給 136,100	13号給 90,300	13号給 96,500
	286,400	305,700	254,400	271,900	236,600	252,400	198,700	212,200	162,700	173,700	129,300	138,000	91,700	98,000
	290,300	309,800	257,800	275,500	239,800	255,800	200,900	214,500	164,700	175,800	131,100	139,900	93,100	99,500
	294,200	313,900	261,200	279,100	243,000	259,200	203,100	216,800	166,700	177,900	132,900	141,800	94,500	101,000
	298,100	318,000	264,600	282,700	246,200	262,600	205,300	219,100	168,700	180,000	134,700	143,700	95,900	102,500

子 医療職給料表の適用を受ける者

職務の級等	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
号給又は給料月額	22号給 270,800	22号給 289,700	27号給 237,400	27号給 253,600	28号給 212,700	28号給 227,300	30号給 180,800	30号給 193,400	29号給 154,900	29号給 165,500
	274,100	293,200	239,800	256,200	215,000	229,700	183,000	195,700	156,900	167,600
	277,400	296,700	242,200	258,800	217,300	232,100	185,200	198,000	158,900	169,700
	280,700	300,200	244,600	261,400	219,600	234,500	187,400	200,300	160,900	171,800
	284,000	303,700	247,000	264,000	221,900	236,900	189,600	202,600	162,900	173,900

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「所長」の下に「専門研究員」を加え、同条第二号中

「場長」の下に「専門研究員」を加え、同条第三号中「所長」の下に「専門研究員」を加え、同条第四号から第十一号までの規定中「場長」の下に「専門研究員」を加え、同条第十二号中「課長(学芸員の資格を有する者に限る。)」の下に「専門学芸員」を加え、同条第十三号中「室長」の下に「調査官」を加える。

第四条第二項第一号中「薬剤長」の下に「技幹」を加え、同項第二号中「薬剤師」を「技幹、薬剤師」に改め、同項第三号中「理学療法士」を「技幹及び理学療法士」に改め、同項第四号中「課長(技術吏員に限る。)」の下に「技幹」を加え、同項第五号中「理学療法士」を「技幹、理学療法士」に改め、同項第六号中「薬剤師」を「技幹及び薬剤師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」の下に「並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「昭和五十一年改正給与条例」という。)附則第十八項」を加え、「基き」を「基つき」に改める。

第二条第十二号中「又は同条第八項但書」を「若しくは第八項ただし書又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項」に改める。

第二条の二を次のように改める。
(等級別標準職務等)

第二条の二 職員の職務を給料表に定める職務の等級に分類する場合のそ

の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別標準職務表(別表第三の二から別表第三の九まで)のとおりとする。

2 前項に規定する等級別標準職務表に基づき分類される職員の職務の給料表に定める職務の等級は、別に人事委員会規則で定める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「等級は」の下に「、その職務に就じ、かつ」を加え、「のいずれか一の基準」を「に定めるところ」に改め、同項第一号及び第二号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の等級について等級別資格基準表に定める必要経歴年数又は必要在級年数に従い、その者の属する職務の等級を一等級上位の職務の等級に決定するものとする。

2 前項の規定による昇格は、現に属する職務の等級に二年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が二年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第九条第一項を次のように改める。

職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の等級にとどまらせるものとする。

第九条の二第一項を次のように改める。

職員を給料表の適用を異にして異動して他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、その異動後の職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

第十条を次のように改める。

(昇給についての勤務成績の証明)

第十条 給与条例第四条第六項又は第十一条の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(最高号給を超える昇給)

第十一条 職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員がその現に受ける給料月額を受けるに至った時から給与条例第四条第八項ただし書又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級の最高の号給とその直近下位の号給との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給させることができる。

(特別昇給定数内の特別昇給)

第十二条 職員の勤務成績が特に良好である場合には、特別昇給定数の範囲内で、その昇給期間を短縮して直近上位の給料月額(給与条例第四条第八項又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項の規定の適用を受ける職員にあっては、前条の規定による直近上位の給料月額をいう。第十四条及び第十九条の二において同じ。)に昇給させることができる。

2 前項に規定する特別昇給定数は、各年度について、任命権者ごとの職

員の定数又は定員に百分の十五を乗じて得た数(その数が一に満たないときは、一)とする。ただし、これにより難しい場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得た数とすることができる。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

(研修、表彰等による特別昇給)

第十四条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得てその昇給期間を短縮して直近上位の給料月額に昇給させることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合

三 博士の学位の授与を受けた場合

2 勤務成績の特に良好な職員が昇格した場合には、その昇給期間を短縮して直近上位の給料月額に昇給させることができる。

3 前二項の規定により短縮することができる期間は、六月以内とする。

(特別の場合の特別昇給)

第十五条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給に昇給させることができる。この場合においては、第一号又は第二号及び第三号の規定を併せて適用してはならない。

一 十年以上二十年未満勤続して退職する場合 一号給

二 二十年以上勤続して退職する場合 二号給

三 職制若しくは定数若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じたことにより退職する場合 一号給

四 公務のため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 三号給以内

五 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり退職する場合 五号給以内

2 前項の規定は、給与条例第四条第八項又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項の規定の適用を受ける職員について準用する。

(特別昇給月数の限度)

第十六条 任命権者が第十二条及び第十四条の規定による昇給をさせるために短縮することができる期間の総月数は、各年度につき、十二月に第十二条に規定する特別昇給定数を乗じて得た月数の範囲内であればならない。ただし、これにより難い場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第十六条の二を削る。

第十九条及び第十九条の二を次のように改める。

(昇給の時期)

第十九条 給与条例第四条第六項又は第十一条の規定による昇給の時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

2 第十二条、第十四条又は第十五条の規定による昇給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 第十二条の規定による昇給 前項に定める昇給の時期

二 第十四条第一項の規定による昇給 人事委員会の承認を得た日又は同日後の直近の前項に定める昇給の時期

三 第十四条第二項の規定による昇給 昇格の日

四 第十五条の規定による昇給 退職の日

(特別昇給後の次期昇給)

第十九条の二 第十二条又は第十四条の規定による昇給(以下この条において「特別昇給」という。)をした職員については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間の範囲内で短縮して、前条第一項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

2 特別昇給をした職員が前項の規定による昇給前に再び特別昇給をしたときは、後に行われた特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間をそれぞれの特別昇給直前の給料月額を受けていた期間の合計の期間を超えない範囲内で短縮して、前条第一項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

第二十条中「基いて」を「基づいて」に改め、「第八項」の下に「並びに昭和五十一年改正給与条例附則第十四項」を加える。

別表第三の二から別表第三の九までを次のように改める。

別表第三の二(第二条の二関係)

行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
特一等級	本庁の部長の職務
一等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 本庁の次長の職務 二 委員会の事務局長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
二等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 本庁の課長の職務 二 出先機関の長又は困難な業務を所掌する課の長の職務
三等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 本庁の課長補佐の職務 二 出先機関の課長の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 困難な業務を処理する主任の職務 五 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
四等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 係長又は主任の職務 二 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 三 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
五等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 二 困難な特定の業務を専門的に行う職の職務

別表第三の三(第二条の二関係)

公安職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
六等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 二 相当困難な特定の業務を専門的に行う職の職務
七等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 定型的な業務を行う職務 二 特定の業務を専門的に行う職の職務
一等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の困難な業務を所掌する部の長の職務 二 困難な業務を所掌する警察署の署長の職務
二等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の部長又は課長の職務 二 警察署の署長又は副署長の職務
三等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の困難な業務を処理する次席又は課長補佐の職務 二 警察署の困難な業務を処理する次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 三 困難な業務を分掌する係の長の職務 四 特に困難な業務を処理する主任の職務
四等級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の次席又は課長補佐の職務 二 警察署の次長又は課長の職務 三 相当困難な業務を分掌する係の長の職務

別表第三の四(第二条の二関係)

教育職給料表(一)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
四等級	四 困難な業務を処理する主任の職務 一 係長の職務 二 相当困難な業務を処理する主任の職務 三 困難な業務を行う係員の職務
五等級	一 主任の職務 二 相当困難な業務を行う係員の職務
六等級	係員の職務
七等級	
特一等級	一 規模の大きい高等学校の校長の職務 二 規模の大きい盲学校、聾学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。)の校長の職務 三 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査の職務
一等級	一 高等学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務 二 特殊学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務 三 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務 四 教育委員会事務局の指導主査の職務 五 喜多原学園の園長の職務
	一 高等学校又は特殊学校の教頭、教諭、養護教諭又は高度の

別表第三の五(第二条の二関係)

教育職給料表(二)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
三等級	知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 二 教育研修センターの研修主事の職務 三 教育委員会事務局の係長又は指導主事の職務 四 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務 五 保育専門学院の部長又は講師の職務
二等級	高等学校又は特殊学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務
特一等級	一 規模の大きい中学校又は小学校の校長の職務 二 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査又は社会教育主査の職務
一等級	一 中学校又は小学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務 二 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務 三 教育委員会事務局の指導主査又は社会教育主査の職務 四 幼稚園の園長の職務
	一 中学校、小学校又は幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務

二等級	二 教育研修センターの研修主事の職務 三 教育委員会事務局の係長、指導主事又は社会教育主事の職務
三等級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務

別表第三の六(第二条の二関係)
研究職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一等級	一 試験場又は研究所の長の職務 二 博物館の課長の職務 三 科学捜査研究室の室長の職務
二等級	一 困難な研究を行う試験場又は研究所の分場長又は科長の職務 二 博物館の課長補佐の職務 三 科学捜査研究室の室長補佐の職務 四 試験場又は研究所の困難な研究を行う分場又は科の長の職務 五 困難な研究を行う係の長の職務 六 高度の知識経験に基づき研究を行う研究員、学芸員又は主任の職務

三等級	一 試験場又は研究所の分場長又は科長の職務 二 係長の職務 三 相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員、学芸員又は主任の職務
四等級	研究員、学芸員又は主任の職務

別表第三の七(第二条の二関係)
医療職給料表(一)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
一等級	一 病院の院長又は困難な業務を処理する副院長の職務 二 整枝学園の園長の職務 三 規模の大きい保健所の長又は特に困難な業務を所掌する課の長の職務
二等級	一 病院の副院長又は困難な業務を処理する医長、科長若しくは副医長の職務 二 整枝学園の困難な業務を処理する医長の職務 三 保健所の所長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 四 本庁の課長の職務
三等級	一 病院の医長、科長又は副医長の職務 二 整枝学園の医長の職務 三 保健所の課長の職務

<p>四等級 医師又は歯科医師の職務</p>	<p>別表第三の八(第二条の二関係) 医療職給料表(二)等級別標準職務表</p> <p>職務の等級 標準的な職務</p>			<p>一等級</p>	<p>特二等級</p> <p>一 病院の困難な業務を所掌する薬剤科の薬剤長の職務 二 規模の大きい保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務</p>	<p>二等級</p> <p>一 病院の薬剤長の職務 二 保健所の課長、室長、課長補佐又は困難な業務を分享する係の長の職務 三 困難な業務を行う薬剤師の職務 四 特に困難な業務を行う衛生技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師(以下「衛生技師等」という。)の職務 五 極めて高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</p>	<p>三等級</p> <p>一 保健所の係長の職務 二 相当困難な業務を行う薬剤師の職務 三 困難な業務を行う衛生技師等の職務 四 特に高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</p>
----------------------------	--	--	--	------------	---	---	--

<p>四等級</p> <p>一 薬剤師の職務 二 相当困難な業務を行う衛生技師等の職務 三 高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</p>	<p>五等級</p> <p>一 衛生技師等の職務 二 相当高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</p> <p>六等級 理療師又は歯科衛生士の職務</p>	<p>別表第三の九(第二条の二関係) 医療職給料表(三)等級別標準職務表</p> <p>職務の等級 標準的な職務</p> <p>特一等級 困難な業務を処理する総婦長の職務</p> <p>一等級</p> <p>一 総婦長の職務 二 困難な業務を処理する婦長の職務 三 特に困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務</p> <p>二等級</p> <p>一 婦長の職務 二 困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務 三 特に困難な業務を行う准看護婦の職務</p> <p>一 助産婦又は看護婦の職務</p>		
--	--	---	--	--

別表第七の表中

一一七、九〇〇円
九九、九〇〇円
八六、七〇〇円
七五、一〇〇円
一一七、九〇〇円
九九、九〇〇円
八六、七〇〇円
七五、一〇〇円
八五、二〇〇円
七五、一〇〇円
七五、一〇〇円
七〇、一〇〇円

を

一二五、三〇〇円
一〇六、〇〇〇円
九一、九〇〇円
七九、八〇〇円
一二五、三〇〇円
一〇六、〇〇〇円
九一、九〇〇円
七九、八〇〇円
九〇、四〇〇円
七九、八〇〇円
七九、八〇〇円
七四、四〇〇円

に改

める。

別表第八の一の表中

七八、〇〇〇円
六九、九〇〇円

を

八三、三〇〇円
七四、五〇〇円

に改め、同表の二の表中

八一、二〇〇円
七八、〇〇〇円

を

八六、七〇〇円
八三、三〇〇円

に改め、同表の三の表中

一一六、八〇〇円
一〇七、四〇〇円
八九、〇〇〇円

を

一二四、八〇〇円
一一四、八〇〇円
九五、二〇〇円

に改める。

別表第九の表中

一六九、三〇〇円
一三三、八〇〇円
一一三、八〇〇円
一〇七、八〇〇円

を

一八〇、八〇〇円
一四二、九〇〇円
一二一、六〇〇円
一一五、二〇〇円

に改

める。

別表第十の表中

七九、五〇〇円
七五、七〇〇円
七〇、一〇〇円
七九、五〇〇円
七五、七〇〇円
七五、五〇〇円
七五、五〇〇円
七〇、一〇〇円
七五、七〇〇円
六八、〇〇〇円
七〇、一〇〇円
六八、〇〇〇円
六六、一〇〇円
七九、五〇〇円
七〇、一〇〇円
六六、一〇〇円

を

八四、九〇〇円
八〇、八〇〇円
七四、八〇〇円
八四、九〇〇円
八〇、八〇〇円
八四、九〇〇円
七四、八〇〇円
八四、九〇〇円
八〇、八〇〇円
八四、九〇〇円
七四、八〇〇円
八〇、八〇〇円
七二、五〇〇円
七四、八〇〇円
七二、五〇〇円
七〇、四〇〇円
八四、九〇〇円
七四、八〇〇円
七〇、四〇〇円

に改

める。

改める。

別表第十三の表を次のように改める。

別表第十一の表中

八四、五〇〇円	八一、一〇〇円	八一、一〇〇円	七七、七〇〇円	六八、三〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------

を

九〇、四〇〇円	八六、八〇〇円	八六、八〇〇円	八三、二〇〇円	七三、一〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------

に

給料表	職務の等級
行政職給料表	一等級 九号給
公安職給料表	特二等級
教育職給料表 (一)	二等級 一八号給
教育職給料表 (二)	二等級 二七号給
研究職給料表	二等級 一八号給
医療職給料表 (一)	三等級 一七号給
医療職給料表 (二)	三等級 一七号給
医療職給料表 (三)	三等級 一七号給
医療職給料表 (四)	四等級 一四号給
医療職給料表 (五)	四等級 一四号給
医療職給料表 (六)	五等級 一五号給
医療職給料表 (七)	五等級 一五号給
医療職給料表 (八)	六等級 九号給
医療職給料表 (九)	六等級 九号給
医療職給料表 (十)	七等級 二七号給
医療職給料表 (十一)	七等級 二七号給

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（別表第三の二から別表第三の九までの規定を除く。）は、昭和五十一年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「五十八万円」を「六十五万円」に、「四万八千三百三十四円程度」を「五万四千六百六十七円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（管理職手当を支給する職）

第二条 給与条例第七条の二第一項の人事委員会規則で指定する職は、別表上欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる職（人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。）とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（支給額）

第三条 前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

一 一種 百分の二十五

二 二種 百分の二十

三 三種 百分の十六

四 四種 百分の十二

五 五種 百分の十（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号）第三条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職に係る区分にあつては、百分の八）

	蚕業試験場	中小家畜試験場	畜産試験場	野菜試験場	果樹試験場	農業試験場	農業改良普及所	地方農林振興局	専修職業訓練校	内職相談所	労政事務所
校	場	場	場	場	場	場	所	局	校	所	所
長	長	長	長	長	長	長	長	局長(人事委員会が承認したものに限る。)	局長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	長
	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	二種	三種	三種

鳥取空港	土木出張所	中部農業開発事業所	大山農地開発局	水産試験場	境港水産事務所	林業試験場	蚕業指導所	繭検定所	種畜場	家畜病性鑑定所	家畜保健衛生所	営農研修館	農業経営大学校
空港事務所	課	所	局	場	所	場	所	所	場	所	所	館	次
長	長	所長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
三種	三種	二種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種	三種

警 察					市町村立学校												
警 察 署		警 察 学 校	警 察 本 部			養 護 学 校		小 中 学 校									
副 署 長	署 長	認 した もの に 限 る。)	署 長 (人事委員会が承 認したものに限る。)	校 長	管 理 官	場 長	室 長	隊 長	監 官	課 長	部 長	分 校 主 任 で あ る 教 諭	教 頭	校 長	教 頭	に 限 る。)	校 舎 主 任 で あ る 教 頭 (人事委員会の定めるも のに限る。)
三 種	二 種	三 種	三 種	三 種	三 種	三 種	三 種	三 種	三 種	三 種	二 種	五 種	四 種	五 種	五 種	五 種	五 種

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

地方労働委員会事務局		人事委員会事務局		監査委員事務局	
事務局長	事務局長	次長	事務局長	次長	事務局長
三 種	二 種	三 種	二 種	三 種	二 種

別表第二 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種			
1 年 未 満	円 150,000	円 140,000	円 125,000	円 98,000	円 65,000	円 32,500	円 2,500	円 1,000
1 年 以 上 2 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	32,500	2,000	700
2 年 以 上 3 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	32,500	1,500	400
3 年 以 上 4 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	32,500	1,000	
4 年 以 上 5 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	32,500	500	
5 年 以 上 6 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	32,500		
6 年 以 上 7 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	30,600		
7 年 以 上 8 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	28,700		
8 年 以 上 9 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	26,900		
9 年 以 上 10 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	25,100		
10 年 以 上 11 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	23,300		
11 年 以 上 12 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	21,500		
12 年 以 上 13 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	19,700		
13 年 以 上 14 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	17,900		
14 年 以 上 15 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	16,600		
15 年 以 上 16 年 未 満	150,000	140,000	125,000	98,000	65,000	15,300		
16 年 以 上 17 年 未 満	144,600	135,000	120,700	94,600	62,700	14,000		
17 年 以 上 18 年 未 満	139,200	130,000	116,400	91,200	60,400	12,800		
18 年 以 上 19 年 未 満	133,800	125,000	112,100	87,800	58,100	11,600		
19 年 以 上 20 年 未 満	128,400	120,000	107,800	84,400	55,800	10,400		
20 年 以 上 21 年 未 満	123,000	115,000	103,500	81,000	53,500	9,200		
21 年 以 上 22 年 未 満	117,600	110,000	99,200	77,600	51,200	8,600		
22 年 以 上 23 年 未 満	112,200	105,000	94,900	74,200	48,900	8,000		
23 年 以 上 24 年 未 満	106,800	100,000	90,600	70,800	46,600	7,400		
24 年 以 上 25 年 未 満	101,400	95,000	86,300	67,400	44,300	6,800		
25 年 以 上 26 年 未 満	96,000	90,000	82,000	64,000	42,000	6,200		
26 年 以 上 27 年 未 満	90,600	85,000	77,700	60,600	39,700	5,600		
27 年 以 上 28 年 未 満	85,200	80,000	73,400	57,200	37,400	5,000		
28 年 以 上 29 年 未 満	79,800	75,000	69,100	53,800	35,100	4,500		
29 年 以 上 30 年 未 満	74,400	70,000	64,800	50,400	32,800	4,000		
30 年 以 上 31 年 未 満	69,100	65,200	60,700	47,100	31,100	3,500		
31 年 以 上 32 年 未 満	63,800	60,400	56,600	43,800	29,400	3,000		
32 年 以 上 33 年 未 満	58,500	55,600	52,500	40,500	27,700	2,500		
33 年 以 上 34 年 未 満	53,900	51,300	48,600	37,600	26,300	2,000		
34 年 以 上 35 年 未 満	50,000	47,500	45,000	35,000	25,000	1,500		

備考

- この表に掲げる金額は、期間の区分欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは、同条第4項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万円」を「一万二千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「人事委員会が定めるもの」を「人事委員会の承認を得たもの」に改める。

第三条第一号中「二千六百元」を「三千二百円」に、「三千九百元」を「四千八百円」に、「千三百円」を「千六百元」に改め、同条第二号中「千三百円」を「千六百元」に、「千九百五十円」を「二千四百円」に、「六百五十円」を「八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則第三条の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人

事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第七条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第七条 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

一 六月一日 百分の三十五以上百分の七十五以下

二 十二月一日 百分の四十以上百分の九十以下

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条関係)

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十

二箇月以上二箇月十五日未満

百分の三十

一箇月十五日以上二箇月未満

百分の二十

一箇月以上一箇月十五日未満

百分の十五

十五日以上一箇月未満

百分の十

十五日未満

百分の五

零

零

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十一条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第十一条関係)」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、

昭和五十二年六月二日から施行する。

2 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第七条の規定は、

昭和五十一年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三千五百円」を「三千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

13.6	別表中	25.4
10.0		19.5
8.3		12.8
6.3		9.4
5.9		7.8
		5.9
		5.6
	を	26.9
		20.7

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の医療職給料表(二)の項中	人事委員会が別に定める等級及び号給	人事委員会が別に定める等級及び号給
を	特二等級	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年一月二十五日から施行する。

昭和五十二年一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「薬剤師の職」の下に、「栄養士の職」を加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】